

# これが決まり! ~浄化槽は生きています~

# これで決まり!

単独処理浄化槽は、微生物の働きによって、トイレから出る排水の汚れをきれいにする装置です。

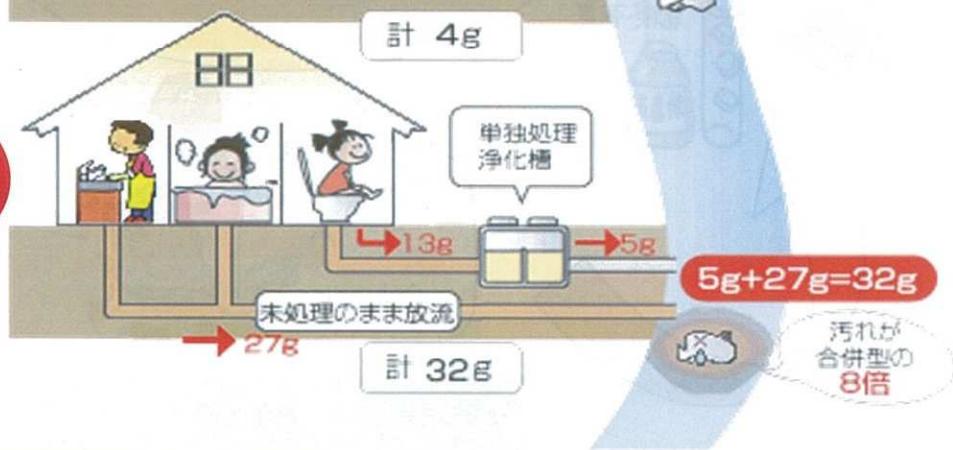
身近な水環境を守るために、浄化槽の「決まり」を守って正しく使いましょう。

トイレ・台所・風呂等からの排水の水質汚濁物質量は1人あたり1日40g!!  
(BOD濃度×水量で算出、BODとは水の汚れの指標です)

《合併処理浄化槽》  
下水処理場並みの処理性能



《単独処理浄化槽》  
トイレの汚れのみを処理



## ◎浄化槽内の微生物にダメージを与えないよう、日ごろの「決まり」を守ろう!!

浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の微生物が活発に働く環境を整えておく必要があります。

微生物にダメージを与えないよう、次の「決まり」を守りましょう。

### ★使用上の注意

- トイレットペーパー以外のものを流さない(例:紙おむつ、衛生用品、タバコの吸いがら等)
- 清掃には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない(中性のものを使用)
- 送風機の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない



●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

維持管理・検査に関するお問合せは

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ:<http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修



エコアクション21

認証番号 0002335